

学校危機管理の手引

～危機管理マニュアル作成のために～
(改訂版)

平成29年10月

島根県教育委員会

目 次

第1部	学校における危機管理	2
1	学校における危機管理	3
2	危機管理マニュアルの整備	4
3	危機管理の体制	5
4	危機発生時の対応	8
5	対応の評価と再発防止に向けた取組	14
6	その他留意すべき事項	14
第2部	事項別危機管理の要点	18
第1章	学校保健・学校給食	19
1	感染症（結核、麻しん等）の発生	20
2	食物アレルギー	23
3	学校給食への異物（危険な異物）混入	25
4	学校給食による食中毒	27
5	寄宿舎における舎食による食中毒	29
6	飲料水の汚染	34
7	その他の健康被害	36
第2章	学校安全	39
1	風水害発生時の対応	40
2	地震発生時の対応	44
3	火災発生時の対応	46
4	学校防犯（外部からの侵入者対応）	48
5	授業中の事故	50
6	部活動中の事故	52
7	登下校中の交通事故	55
8	放課後支援活動中の事故	57
9	クマ出没時やスズメバチ刺傷事故発生時の対応	59
10	弾道ミサイル発射に係る対応（Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合）	59-2
第3章	学校生活	61
1	いじめ	62
2	暴力行為	64
3	自死予告（自死企図）	66
4	児童虐待	68
5	家出	70
6	人権に関わる問題事象	72
第4章	教職員	74
1	体罰	75
2	教職員の交通事故	78
3	個人情報上の管理上のトラブル	79
4	ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）	81
5	教職員のメンタルヘルス	83
	「学校危機管理の手引」項目別担当課一覧	86

10 弾道ミサイル発射に係る対応 (Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合)

1 本事業の対応にあたっての基本的考え

(1) 事前の対応

- ・様々な場面を想定し、地域や各校の実情に応じた具体的な対応方策等（校内で最も安全として想定できる場所の特定、通学の経路や方法の点検など）について検討する。
- ・児童生徒の避難誘導等の安全確保の方策について、全教職員で共通理解を図る。
- ・防災行政無線をはじめとする情報収集のための手段（テレビ・インターネット等）、校内放送設備及び保護者との連絡方法（電話、メール等）等について、整備・点検を実施する。

(2) 教育上の配慮のもとでの安全指導

- ・危険回避や安全確保の行動に関して、具体的指導事項を学校安全計画に位置付け、児童生徒の危険予測能力、対応能力の育成に努める（特に登下校時等、学校が直接指示できない場合の行動等）。また、児童生徒が落ち着いて避難行動をとれるよう、教職員による安全指導に努める。
- ・地元自治体との連携のもとで、様々な場面を想定した避難訓練を計画的に実施する。なお、児童生徒や保護者等に過度の不安感を抱かせることのないよう、教育上の配慮の観点から、避難訓練や情報発信の在り方などについて十分検討する。

2 授業日のポイント

※始業時間までに緊急情報が発信された場合は、学校長の判断により臨時休業にするか否かを決定すること。

(1) 児童生徒が学校に滞在している場合（別表1参照）

①安全の確保

- ・管理職は、緊急情報の内容を確認し、安全確保の方法について校内放送等で指示する。
- ・授業担当者等は校内の場所に応じて、安全確保の方法について指示する。

○ 教室等の建物の中にいる場合

- ・窓から離れ、低い体勢をとり、頭部を守らせる。
- ・時間的に余裕があれば、窓ガラスやカーテンを閉め、窓のない場所へ移動させる。

○ 体育館にいる場合

- ・窓から離れ、フロアの中央付近に移動させ、低い体勢をとり、頭部を守らせる。

○ 校庭など建物外にいる場合

- ・近くの建物の中に速やかに避難させる。
- ・建物の中に移動後は、窓から離れ、低い体勢をとり、頭部を守らせる。
- ・建物に移動する時間がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守らせる。

②状況把握とその対応

- ・管理職は、ミサイル通過や落下情報をテレビ・インターネット等を利用し、迅速かつ正確に収集する。
- ・管理職は、校内放送等を利用し、児童生徒及び教職員に情報を正確に伝達する。
- ・授業担当者は、児童生徒の人数、けがの有無及び心理的動揺の有無を確認し、管理職へ報告する。
- ・授業担当者は、けが、又は心理的なケアの必要な児童生徒がいる場合は、別室に移動させ、対応する。
- ・管理職は、教職員に対して、学校の状況や児童生徒の安否等について連絡網等を利用し、保護者へ情報提供するよう指示する。
- ・管理職は、学校の状況等を把握し、教育委員会へ報告する。

(2) 児童生徒が登下校中の場合（別表2参照）

①安全の確保

- ・学級担任は、あらかじめ児童生徒に対して、安全確保の行動（参考：一般的な行動例を参照）や保護者との連絡方法について指導する。
- ・また、自分のいる場所が学校に近いときは学校へ向かわせ、家の方が近いときは帰宅するなど、自らの身を守る行動について指導する。

②状況把握とその対応

- ・学級担任は、連絡網等を利用し、保護者を通じて児童生徒の安否確認をするとともに、学校の対応について情報提供する。
- ・なお、必要に応じて、臨時休業や始業時間を遅らせる措置も検討する。

(3) 児童生徒が登校前の場合

①安全の確保

- ・学級担任は、あらかじめ児童生徒に対して、安全確保の行動（参考：一般的な行動例を参照）や必要に応じて保護者との連絡方法について指導する。
- ・また、学校からの指示があるまでは自宅で待機するよう指導する。

②状況把握とその対応

- ・学級担任は、連絡網等を利用し、保護者及び児童生徒に対して学校の対応を情報提供する。
- ・なお、必要に応じて、臨時休業や始業時間を遅らせる措置も検討する。

(4) 児童生徒が校外での課外活動中の場合（別表3参照）

①安全の確保

- ・引率教職員は、緊急情報の内容を確認し、安全確保の方法を自ら判断し、児童生徒に指示する。

②状況把握とその対応

- ・引率教職員は、必要に応じて、救急車の要請、警察への通報など関係機関と連絡をとる。
- ・引率教職員は、安全確保の行動の後、児童生徒のけがの有無などを確認し、その状況を管理職へ報告する。
- ・また、管理職は、引率教職員からの情報を集約し、児童生徒のけがの状況を保護者へ情報提供する。

3 週休日、休日、学校休業日のポイント

(1) 児童生徒の活動が学校管理下にある場合

①安全の確保

- ・関係教職員は、緊急情報の内容を確認し、安全確保の方法を自ら判断し、児童生徒に指示する。
- ・また、管理職は、必要に応じて、関係教職員を学校に招集する。

②状況把握とその対応

- ・関係教職員は、安全確保の行動の後、児童生徒のけがの有無などを確認し、その状況を管理職へ報告する。
- ・学級担任は、管理職の指示に従い、必要に応じて、連絡網等を利用して児童生徒及び保護者へ情報提供する。

(2) 児童生徒の活動が学校管理下でない場合

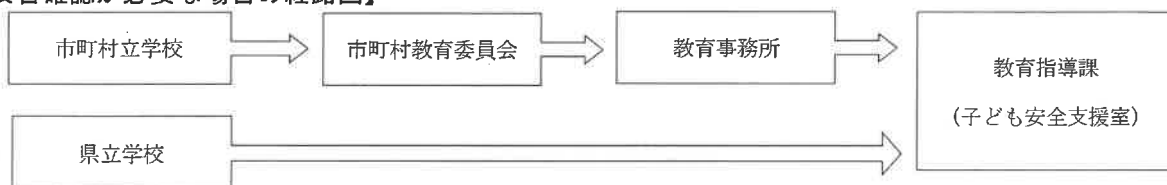
①安全の確保

- ・学級担任は、あらかじめ児童生徒に対して、一般的な行動例に従い安全確保の行動をとることができるよう指導する。

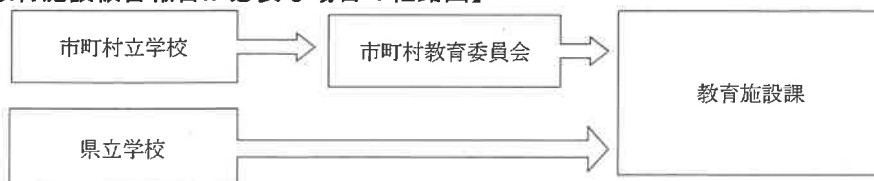
②状況把握とその対応

- ・必要に応じて、連絡網等を利用し、児童生徒及び保護者へ情報提供する。

【安否確認が必要な場合の経路図】



【教育施設被害報告が必要な場合の経路図】



【県教育委員会連絡窓口】

教育庁教育指導課子ども安全支援室 TEL: 0852-22-6064/6065 FAX: 0852-22-6265

教育庁教育施設課 TEL: 0852-22-5417 FAX: 0852-22-6016

参考：一般的な行動例

※平成29年9月8日付け「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」を参考に作成

(1) Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合の行動例

- ・ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラートを通じて、防災行政無線等で特別なサイレン音とともにメッセージが流れるほか、緊急速報メール等によって緊急情報が発信されるので、メッセージが流れたら、テレビ、インターネット等により正確な情報を収集するとともに、落ち着いて直ちに次の行動をとることが求められる。

【屋外にいる場合の行動例】

- ・近くの建物の中、又は地下などに避難する。
- ・近くに適当な建物や地下がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

【屋内にいる場合の行動例】

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

【自動車の車内にいる場合の行動例】

- ・自動車はガソリンなどに引火し、火災が発生する恐れがあるため、自動車から離れて建物や地下などに避難する。
- ・近くに適当な建物や地下がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

(2) ミサイルが着弾した場合の行動例

○ミサイルが近くに着弾した場合に取るべき行動例は以下のとおり。

- ・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ、インターネット等を通して、情報を収集するとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。
- ・屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋、地下または風上に避難する。
- ・屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

■関連通知等

- ・「学校安全に関する更なる取組の推進について（依頼）」（平成27年3月31日付け）
- ・「学校における安全確保の取組について（依頼）」（平成28年2月24日付け）
- ・「ソフトターゲットにおけるテロ対策の推進について（協力依頼）」（平成28年5月2日付け）
- ・「ソフトターゲットにおけるテロ対策の推進について（協力依頼）」（平成29年3月9日付け）
- ・「学校安全に関する更なる取組の推進について（依頼）」（平成29年3月21日付け）
- ・「第2次学校安全の推進に関する計画について（通知）」（平成29年3月31日付け）
- ・「弾道ミサイル発射に関する国の説明会資料について（送付）」（平成29年4月24日付け）
- ・「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について（依頼）」（平成29年8月21日付け）
- ・「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」（平成29年9月8日付け）
- ・「北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達について」（平成29年9月14日付け）
- ・「北朝鮮による弾道ミサイル発射事案への対応について」（平成29年9月25日付け）

【 別表1 児童生徒が学校に滞在している場合 】

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
○緊急情報が発信	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・インターネット等で迅速かつ正確に情報収集する。 ・緊急情報の内容を確認し、安全確保の方法について、校内放送等で指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を落ち着かせる。 ・安全確保の方法を正確に理解し、児童生徒に具体的に指示する。 <p><建物の中></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓から離れ、低い体勢をとり、頭部を守らせる。 <p><体育館></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓から離れ、フロアの中央付近に移動させ、低い体勢をとり、頭部を守らせる。 <p><校庭など建物外></p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの建物の中に速やかに避難させる。 ・建物の中に移動後は、窓から離れ、低い体勢をとり、頭部を守らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員からの指示に従い安全確保の行動をとる。 <p><建物の中></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓から離れ、低い体勢をとり、頭部を守る。 <p><体育館></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓から離れ、フロア中央付近に移動し、低い体勢をとり、頭部を守る。 <p><校庭など建物外></p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの建物の中に速やかに避難する。 ・建物の中に移動後は、窓から離れ、低い体勢をとり、頭部を守る。
○通過情報等が発信	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・インターネット等で情報収集し、必要な対応を指示する。 <p>・学校の状況、児童生徒の安否について保護者への連絡を指示する。</p> <p>・学校の状況等について教育委員会へ報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の人数、けがの有無及び心理的動揺の有無を確認し、管理職へ報告する。 ・けが、又は心理的なケアが必要な児童生徒がいる場合は別室に移動させる。 <p>・学校の状況、児童生徒の安否等について連絡網等を利用し、保護者へ情報提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の健康状態を確認し、安全が確保できていれば、周りにけがをしていたり、心理的に動揺したりしている児童生徒がいないか確認する。 ・けが、心理的動揺があれば、別室に移動する。

【 別表2 児童生徒が登下校中の場合 】

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
○緊急情報が発信	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・インターネット等で迅速かつ正確に情報収集する。 ・緊急情報の内容を確認し、教職員の対応について指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは自らの身を守る行動をとり、可能であれば急いで学校に向かう。 ・役割分担に従い対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の指導に基づいて安全確保の行動をとる。
○通過情報等が発信	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・インターネット等で情報収集し、必要な対応を指示する。 ・保護者からの情報を集約後、臨時休業や始業時間を遅らせる措置等について保護者への連絡を指示する。 ・学校の状況等について教育委員会へ報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の情報を収集し、管理職へ報告する。 ・保護者から児童生徒の安否に関する情報を得る。 ・連絡網等を利用し、学校の状況等を保護者へ情報提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保の行動をとった後、保護者に安否確認の連絡をする。 ・自分のいる場所が学校に近いときは学校へ向かい、家の方が近いときは帰宅するなど、自らの身を守る行動をとる。 ・学校の対応について確認する。

【 別表3 児童生徒が校外での課外活動の場合 】

対応の流れ	管理職	引率教職員	児童生徒
○緊急情報が発信	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・インターネット等で迅速かつ正確に情報収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を落ち着かせる。 ・緊急情報の内容を確認し、安全確保の方法を自ら判断し、児童生徒に具体的に指示をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員からの指示に従い安全確保の行動をとる。
○通過情報等が発信	<ul style="list-style-type: none"> ・引率教職員から児童生徒の安否情報を収集し、必要な対応について教職員に指示する。 ・児童生徒のけがの有無などの安否情報を含めた状況等を保護者へ提供する。 ・学校の状況等について教育委員会へ報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、救急車の要請、警察への通報など関係機関と連絡をとる。 ・児童生徒のけがの有無など安否を確認し、管理職へ報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示に従い行動する。 ・自分の健康状態を確認し、安全が確保できていれば、周りにけがをしていたり、心理的に動揺したりしている児童生徒がいなか確認する。